

朝霞市地域防災計画修正の概要

1. 市の取組の反映

(1) 「国土強靱化地域計画」の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる朝霞市国土強靱化地域計画を策定したことを踏まえ、国土強靱化に関する防災、減災施策はこの計画と整合を図り、推進することを明記した。

【総則編 4(12)】

(2) 地震被害想定の更新

- ▶ 地震被害想定調査を更新し、朝霞市直下の北米プレートとフィリン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の想定地震による被害量、特徴等を明記した。

【総則編 13(21)】

(3) 受援体制の充実

- ▶ 受援を円滑に行うため、市の各班に受援担当者を配置するほか、災害時には受援調整会議を開催して受援方針の決定、受援体制の総合調整等を行うことを明記した。また、応援協力を迅速に確保し、協力依頼の重複や混乱等を防止するため、災害協定を締結している団体ごとに市の連絡窓口を明記した。

【震災編 29(119)他】

(4) 避難所運営体制の充実

- ▶ スマートフォン等で避難所の空きや混雑の状況を確認できる「VACAN Maps」を導入したことを踏まえ、災害時は避難所に派遣された職員が担当する避難所の混雑状況を入力し、市民にリアルタイムに情報提供することを追記した。

【震災編 48(138)他】

- ▶ 指定避難所におけるペットの屋内受入の可否、ペット防災手帳の活用を公表したことを踏まえ、ペット同行避難の注意事項等を平時から普及することを明記した。

【震災編 71(161)他】

2. 関係法令との整合

(1) 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正（令和3年）に伴うもの

- ▶ 避難指示等の発令時に市内に避難場所等を確保できず、他市町村への立退き避難が有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することが可能となったことから、広域避難の実施要領を明記した。

【風水害編 51(245)】

- ▶ 指定避難所が「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」に分離され、指定福祉避難所は、受入対象とする要配慮者等を特定し、公示することとなったことから、現行の福祉避難所について、受入対象を検討し、指定、公示することを明記した。

【総則編 58(66)】

(2) 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったこと、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会等に委託する場合の調整事務が対象経費となったことから、災害救助法適用時には、これらの事務費等の帳簿を作成し、県に請求することを明記した。

【震災編 91(181)他】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が、“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”のほか、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”が追加されたことから、支援制度を区分して対応することを明記した。

【震災編 81(171)他】

3. 上位計画等との整合

(1) 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。

【風水害編 3(197)】

- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを明記した。

【震災編 34(124)他】

- ▶ 防災基本計画の修正に伴い、生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査し、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。

【震災編 23(113)他】

- ▶ 南海トラフ地震関連情報の発表が開始され、後発地震[※]に対する防災対応や事前避難等のガイドラインが示されたことから、南海トラフ地震関連情報が発表された際の市の体制や避難対策等を追加した。

【震災編 95(185)】

※南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が高まったと判断できる異常な現象が確認された後に発生するおそれがある巨大地震をいう。

(2) 埼玉県地域防災計画の修正等

- ▶ 埼玉県管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく埼玉県の減災に係る取組方針を踏まえ、流域の関係機関が一体となった大規模洪水対策を推進することを明記した。

【総則編 74(82)】

- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う埼玉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。

【震災編 89(179)他】